

合併後5年を経過しても「吉川区」は残ります 地方自治法に基づく地域自治区設置条例制定へ

臨時市議会が5日開催されます。この議会の議案のひとつは上越市地域自治区の設置に関する条例制定です。この条例が可決されれば、現在設置されている13の地域自治区がそのまま残るほか、旧上越市内を含めた全市域での設置をめざすこととなります。

上越市の現在の区は、合併特例法に基づいて設置されています。その期間は合併協議により合併後5年となる平成21年12月31日までとされています。今回提案される条例は、地方自治法第202条の4第1項に基づくもので、平成17年1月1日の14市町村合併前の町村の区域ごとに地域自治区を設けること、地域自治区に置く事務所の位置、名称、地域協議会の名称、定数、権限などを内容としています。地域自治区の設置期間は、この条例が廃止されない限り、ずっと続きます。

注目された旧上越市内については、条例の附則で、「市は、市の全域において地域自治区を設置するため、速やかに、平成17年1月1日の市町村合併前の上越市の区域に設ける地域自治区について検討を加え、必要な改正を行うものとする」としました。

地域協議会委員選任条例も改正へ

今臨時会では、上越市地域自治区設置条例制定に合わせて、地域協議会委員の選任に関する条例の一部改正も提案されます。

この条例改正では、地域協議会委員の定数の根拠規定を整備するほか、現条例の改善すべき事項として指摘されていた委員の解任に関する規定も盛り込まれることになりました。

市長が委員を解任できるのは、①心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、②委員候補者であったときに違反投票運動を自ら行ったと認められるとき、③違反投票運動をその支援者に行わせたと認められるとき、④委員としてふさわしくない行為があったと認められるときの4つのケースのいずれかにあてはまる場合とされています。

また、委員は、公職の候補者となったとき及び委員資格者でなくなったとき、それと違反投票運動をしたとき以外は、その意に反して解任されることのないとの規定も入りました。

吉川区での活動をたっぷり紹介

人間環境ネット21が機関紙で

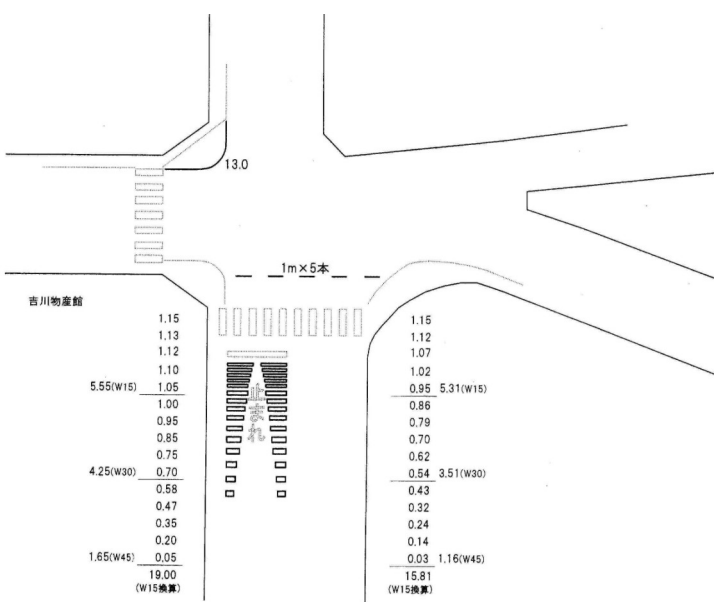
吉川区で活発に活動をしている人間環境ネット21はニューレター（機関紙）最新号で吉川区のことを紹介してくれています。

トップページ（下の写真）では、内藤努さんが、1月13日、川谷地区で行われた「さいの神」づくりや冬まつりのこととふれ、「お年を召した方々も満面の笑みで祭りに参加していた」と書いています。

停止強調線と道路外側線工事へ 物産館脇の交差点

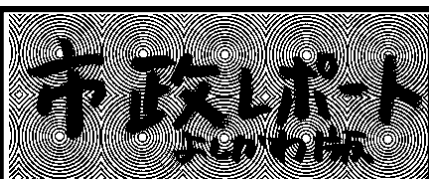
「魔の交差点」といわれている物産館脇の五叉路での事故を少なくしようと、とりあえず区画線工事が行われることになりました。

この工事は、体育館側から走ってくる車がしっかり停止して安全確認するようにすること、及び、集落排水処理場側の角に車道外側線を引き、歩行者の安全を確保することがねらいです。



また、昨年11月に、同ネットと住民有志が実行委員会を組織して取り組んだ「吉川ふるさと再発見ワークショップ」のことや棚田オーナーのことについても紹介しています。いずれの記事も、いまのおかしくなつた社会の中にあつて、人間らしい暮らしのヒントになることが吉川区にあることを示唆しています。

同ニューレターをお読みにになりたい方はお知らせください。



NO 1332
2008.2.3

発行・編集 日本共産党上越市議 橋爪法一
TEL 548-3628 (有線) 4867
E-mail hasiznyg@ruby.ocn.ne.jp
URL http://www.hose1.jp/

春よ来い 第九二回 花になる

名前を聞いただけで一度会ってみたいくなる人がいます。「小雪」「花子」などといった名前に出会うと、自分なりにその人のイメージをふくらませてしまいます。そして、素敵な名前の方が実際にはどんな人なのか、会ってみたいくなります。

柳川月（やながわ・つき）さんもそうした一人でした。私が大学を卒業してまもなくのこと、旧青海町在住の、印刷の仕事をしておられる人として、初めて知りました。当時はガリ版が全盛期でした。月さんの作られたものは、ひとつひとつの文字が丁寧に書かれていて、文字が並ぶと不思議なほど読みやすく、きれいでした。私もガリ版をやった経験がありますが、その見事さに惚れ惚れしたものです。

月さんは、月の形で言えば三日月のような人、名前からそのように想像してしました。しかし、それから三〇年近くも出会うことなく時は流れたのです。数十年間、正直に言って、ほとんど名前も聞くことなく過ごしたのですが、再び月さんの名前と文字に出合ったのは、日本共産党上越地区委員会の事務所でした。

一昨年のある日のこと、事務所のひとりの職員さんの机の上に、「ぎ・むうん」というタイトルの手書き新聞が開いて置かれていました。見た瞬間、なつかしさがこみあげてきました。私が二〇代の頃出合った時とまったく同じ文字が並んでいたからです。美しさもそのまんまでした。

B4二つ折りで、四ページの小さな新聞を隅から隅まで読んで感心しました。平和を願う、庶民の立場からの主張がある。短歌や川柳、家族新聞などを受け取った記録もある。もちろん、ご自身の行動記録も。ガリ版で書く一字一字を大切にしように、月さんの文章は一人ひとりの人間を大切に作る姿勢で貫かれていました。一読して、すごさを感じました。私はすぐに手紙を書きました。私にも購読させてくださいというお願いです。何枚かの八〇円切手を同封して申し込みました。

「ぎ・むうん」は一九七二年一月に創刊され、その後、ほぼ毎月一回のペースで発行されてきました。月さんからの封筒が届くようになってから一年ほどたった昨年秋、この新聞は三〇〇号を迎えました。「どうやら三〇〇号にこぎつけました」で始まる文章は、月さんのお人柄がそのままにじみ出ていて、それまで励まし、支えてくれた人たちへの感謝の気持ちがつづられていました。

初めて月さんにお会いしたのは、というよりも見かけたと言った方が正確ですが、二年ほど前に市民プラザで開催された「憲法9条を守る会」でした。月さんは白髪で、顔の形は満月に近い丸さがありました。目は、平安時代の女性として描かれている貴族のように細く、ほんのりと引かれた紅がとても印象に残りました。その後、二回ほどお会いしていますが、まだ、あいさつ程度で、ゆっくりお話しできる機会はつくれないでいます。

さて、月さんは、「ぎ・むうん」の新年号巻頭に「ことし私は花になります」と書いて、全国に発信されました。「花」という文字の脇には小さく「八七」とありました。月さんが花になる。どんな花になるのかと文章を最後まで読み進んで、うなづいてしまいました。「この一月二十七日で私は満八七歳になります。そうです、私は花になるのです。枯木に花を咲かせましょう。世の中のいろんな矛盾をしりぞけ、平和の花の一輪になりましょう」と書かれていたのです。

一月二十七日、私は偶然、花になった月さんと会いました。とてもきれいでした。

市教委、民間委託にこだわる 新年度の学校給食民間委託計画変更

民間委託を推進する上越市、市教委がいま、重要視している課題の1つは学校給食調理部門の民間委託です。請負という形で市内のT食品会社と契約を結び、城北中学校で昨年4月から試行してきました。ところが、一学期に栄養職員が繁雑に現場指導したことから、新潟労働局は「恒常的に適正な請負を実施するうえで措置を要する」として指導を行いました。程度の問題はあるにせよ、このままでは、いわゆる偽装請負になるとの指摘を受けたのです。

毎年、学校給食調理業務委託を拡大していくことを市の行革推進計画で決めていましたので、この指導は市教委のみならず、行革推進側に大きなショックを与えました。現場では栄養職員の直接指導は欠かせない。しかし、民間委託の流れは弱くしたくない。そこで、市教委が新年度、新たに打ち出してきたのが、1年目は、調理員の派遣をうけ、栄養士の直接指導の中で調理業務を行い、2年目からは、なれてもらったところで民間委託（請負）に切り替えていくという方針です。当初の計画では、民間委託（請負）を拡大していく方針でしたから、事実上の計画変更です。

1月28日の文教経済委員会では、労働局の指導後の対応と新年度からの方針について説明がありまし

た。ところが、説明は、何が何でも委託拡大だという姿勢がにじみでたものでした。

例えば、労働者を派遣してもらい、栄養士の指導管理のもとで調理を行うのは直営ではないかという質問

には、「形態からいえば直営ですが、働いている人が民間の人なので委託（という表現）にしました」という答えが返ってきました。

保護者向け説明文書はもっとひどいもんです。「委託の方式は？自校調理方式です。委託1年目は、調理員の派遣を受ける形で、栄養士の指導管理のもと調理業務を行います。実績をふまえ、2年目以降、委託に切り替えていく予定です」。こんなちんぷんかんんな文書を保護者に配布して「学校給食の調理業務を民間に委託することについて、ご理解いただけますか」というアンケートをとったのですから、開いた口がふさがりません。（写真は雪割草）

